

横浜市設計・測量等委託業務設計変更ガイドラインの主な改定箇所（新旧対照表）

令和5年4月

頁	章	旧（平成29年10月）	新（令和5年4月）
1	2-1	<p>2-1 基本原則</p> <p>設計変更の基本原則について、横浜市設計業務等設計変更事務取扱要綱第3条において次のように定められています。</p> <p>「設計変更の決定及び契約変更は、当該設計・測量等委託業務の目的を変更しない限度において、特に必要な場合またはやむを得ない場合のほか、これを行うことができない。」</p> <p>したがって、次のような場合は、上記の設計変更の基本原則の範囲を超えるものですので、原則として設計変更により対応することはできません。</p> <p>～設計変更の基本原則の範囲を超えるもの～</p> <ul style="list-style-type: none"> □受託金額が当初の30%を超えて増減する □当初契約した業務委託場所以外の場所を追加する □当初の業務目的と関係のない業務委託の内容を追加する 	<p>2-1 基本原則</p> <p>設計変更の基本原則について、横浜市設計業務等設計変更事務取扱要綱第3条において次のように定められています。</p> <p>「設計変更の決定及び契約変更は、当該設計・測量等委託業務の目的を変更しない限度において、特に必要な場合またはやむを得ない場合のほか、これを行うことができない。」</p> <p>つまり、契約の目的の変更となるような内容のものを設計変更の名目で施行することは、設計変更としての限度を超えるものですので、原則として設計変更により対応することはできません。</p>
11	参考資料	<p>【参考資料】設計・測量等委託契約約款（抜粋） （省略）</p>	<p>（削除）</p>